

アルゼンチン政府の新型コロナウイルス対策による出入国規制状況

2020年4月1日現在
在アルゼンチン大使館

		日本を含む指定感染地(*)から渡航 * 日, EU及びシェンゲン協定国, 米, 韓, 中, イラン, チリ, ブラジル	非指定感染地から渡航
居住者	入国	<p style="text-align: center;">△</p> <p>入国は可能。ただし、14日間の強制隔離あり。 4月1日付必要緊急大統領令では、関係省庁に対し、段階的な入国を可能とする措置を取るよう指示。</p> <p>なお、ブエノスアイレス市は以下のとおり規定。 ● 船舶入国： 無症状者であるが、2時間以内の航行で感染者及びその疑いのある乗客がいた場合は隔離措置実施のため、また2時間以上の航行の場合は濃厚接触と見なされるため、非医療施設の宿舎に移送。 2時間以内の航行で感染者及びその疑いのある乗客がいない場合は14日間の自宅隔離。 ● 航空機入国： 無症状者であるが、同機内に感染者及びその疑いのある乗客がいた場合、濃厚接触の有無の判定のため、また指定感染地から帰国した場合には、非医療施設の宿舎に移送。後者については、同宿舎で隔離中は、14日間の経過観察が保健省の基準に従う。</p>	<p style="text-align: center;">△</p> <p>入国は可能。4月1日付必要緊急大統領令では、関係省庁に対し、段階的な入国を可能とする措置を取るよう指示。</p> <p>なお、ブエノスアイレス市は以下のとおり規定。 ● 船舶入国： 左記と同じ。 ● 航空機入国： 無症状者であるが、同機内に感染者及びその疑いのある乗客がいた場合、濃厚接触の有無の判定のため、非医療施設の宿舎に移送。 感染者及びその疑いのある乗客がいなかったと当局が判断する場合は14日間の自宅隔離。</p>
	出国	<p style="text-align: center;">△</p> <p>出国は可能(日本への帰国便の情報を提示する必要あり)。ただし、入国後14日間の強制隔離の間は原則出国できない。</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>出国は可能(日本への帰国便の情報を提示する必要あり)。</p>
非居住者	入国	<p style="text-align: center;">×</p> <p>入国禁止(3月14日から30日間。変更可能性あり)(3月14日付保健省令)。 *ただし、上記禁止期間が経過し、入国が可となった場合でも、入国後14日間の強制隔離あり。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>入国禁止(3月16日から4月12日まで。変更可能性あり)(3月16日付及び4月1日付必要緊急大統領令)</p>
	出国	<p style="text-align: center;">△</p> <p>入国後14日間の強制隔離期間終了まで事実上不可。 なお、それ以降の出国について、外務省は、全国隔離／外出禁止令(4月12日までの予定)との関係で、空港に向かう際、日本への帰国便を証明できるもの(出来れば搭乗券も)の印刷した紙、旅券、大使館による帰国証明レター(当館領事部にご連絡願います)、本件措置に関する外務省通知(当館からお渡しします)及び大使館連絡先を有していることを推奨。</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>出国は可能。外務省は、全国隔離／外出禁止令(4月12日までの予定)との関係で、空港に向かう際、日本への帰国便を証明できるもの(出来れば搭乗券も)の印刷した紙、旅券、大使館による帰国証明レター(当館領事部にご連絡願います)、本件措置に関する外務省通知(当館からお渡しします)及び大使館連絡先を有していることを推奨。</p>